

令和3年度 事業報告書

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

一般財団法人 有馬育英会

令和3年度 事業報告書

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの令和3年度における事業の状況ならびに財産について次の通り報告いたします。

I 事業の概況

1 奨学金の貸与、返済状況

(1) 貸与状況

	奨学生数	1人月額	貸与総額
大 学	1名	20,000円	180,000円
大 学	6名	30,000円	2,160,000円
計	7名		2,340,000円

令和3年度 7名に対し 2,340,000円を貸与した。
(うち1名は休学のため令和元年7月～令和3年6月まで貸与を休止した。)

(2) 返済状況

返済があった者	返済総額
36名	4,752,000円

令和3年度は、該当者36名全員より返済があった。

令和3年度中の完済者は、3名であった。

上記の結果、令和4年3月末の貸与残高は 31,086,000円となった。

2 助産師育成給付金

令和3年度 18名の応募者に対して、1,800,000円の給付金を授与した。

3 学生寮の維持運営

学生寮の施設なし

4 奨学生の指導のための研修会

実施せず

I I 処務の概況

1 役員に関する事項

理事 定数 7人～10人、任期 2年
 現在数 常勤 0人、非常勤 7人、計 7人

	役名	氏名	任期	常勤・非常勤の別	備考
1	代表理事	有馬 頼央	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	
2	理事	齋藤 豊	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	
3	理事	真木 大樹	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	
4	理事	樋口 一成	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	
5	理事	大倉 多美子	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	
6	理事	伊藤 与志男	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	
7	理事	有馬 真理江	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	

監事 定数 2人～3人、任期 2年
 現在数 常勤 0人、非常勤 2人、計 2人

1	監事	齋藤 勉	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	
2	監事	嶋津 玲子	R3. 6. 21～R5定時評議員会まで	非常勤	

評議員 定数 7人～10人、任期 4年
 現在数 常勤 0人、非常勤 8人、計 8人

1	評議員	有馬 頼底	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	
2	評議員	小林 一成	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	
3	評議員	山田 茂人	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	
4	評議員	足利 浩平	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	
5	評議員	永江 雅和	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	
6	評議員	大野 広明	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	
7	評議員	西田 恭子	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	
8	評議員	大堀 晃子	R2. 6. 22～R6定時評議員会まで	非常勤	

特別の関係にあるもの

・親族関係にある者	有馬 真理江
・水天宮の関係者	有馬 真理江
・元公務員	なし
・現（元）国会議員	なし

2 職員に関する事項

職 名	氏 名	就任年月日	担当職務	備 考
職 員	佐藤 貴子	H30. 9. 15~R3. 11. 30	事務一般	
職 員	遠藤 佳菜子	R3. 12. 1	事務一般	

3 会議に関する事項

(1) 理 事 会

開催年月日	議 事 事 項	結 果
令和3年6月4日	令和2年度事業報告及び決算報告承認の件	可 決
令和3年7月2日	代表理事選定の件	可 決
令和3年11月12日	助産師育成支援金の授与対象者選考の件	可 決
令和4年3月15日	令和4年度事業計画及び収支予算承認の件	可 決

(2) 評議員会

開催年月日	議 事 事 項	結 果
令和3年6月20日	令和2年度事業報告・決算書類承認の件	可 決
	理事・監事選任の件	可 決

4 許可・認可・承認に関する事項

申請年月日	申 請 ・ 認 可 事 項	備 考
	なし	

5 契約に関する事項

契約年月日	相 手 方	契 約 の 概 要
	なし	

6 寄附金に関する事項

寄 附 の 目 的	寄附者	申込金額	備 考
	なし	-	

7 主務官庁の指示に関する事項

指示年月日	指 示 事 項
	なし

8 その他の重要事項

(1) 届出・報告事項

申請年月日	申 請 事 項	備 考
令和3年6月24日	公益目的支出計画実施報告書の提出について	内閣府

令和3年度事業報告附属明細書

令和3年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規制」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」は存在しないので作成しない。